（国土調査法による不動産登記に関する政令の一部改正）

第二条　国土調査法による不動産登記に関する政令（昭和三十二年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「地籍簿の送付」を「国土調査の成果の写しの送付」に、「は、地籍簿」を「は、当該国土調査の成果のうち簿冊の写し（以下この項において「地籍簿の写し」という。）」に改め、同項ただし書中「地籍簿」を「地籍簿の写し」に、「事項が」を「事項について、」に、「変更した」を「変更があった」に改め、同項各号中「地籍簿」を「地籍簿の写し」に改める。

第三条中「前二条」を「前三条」に改め、「第二十条第二項」の下に「、第二十一条の二第八項」を加え、同条を第四条とし、第二条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（街区境界調査成果に基づく登記）

第二条　登記官は、国土調査法第二十一条の二第七項の規定により街区境界調査成果の写しの送付を受けた場合において、表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所が当該街区境界調査成果のうち簿冊の写し（以下この項において「街区境界調査簿の写し」という。）の記載と一致しないときは、街区境界調査簿の写しに基づいて、職権で、当該表題部所有者又は登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記をしなければならない。ただし、街区境界調査簿の写しに記載されている事項について、同条第一項の規定による所有者及び地番の調査の実施後に変更があったと認められるときは、当該事項については、この限りでない。

２　登記官は、前項の登記をしたときは、街区境界調査成果により登記した旨を記録しなければならない。

（登記手数料令の一部改正）

第三条　登記手数料令（昭和二十四年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第八条第一項中「第百三十一条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

附　則

この政令は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月二十九日）から施行する。ただし、第一条中国土調査法施行令第二条第一項第四号イの改正規定は、同年六月十五日から施行する。

法務大臣　三好　雅子
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十四号

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「三十八億円」を「四十億円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

福島復興再生特別措置法施行令及び厚生年金保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十五号

福島復興再生特別措置法施行令及び厚生年金保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第八十九条の六第五項及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（福島復興再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条　福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「同じ。）及び」を「この条及び次条において同じ。）及び」に改め、同条第一号中「以下同じ」を「以下この条から第三十三条までにおいて同じ」に改め、「月額をいう」の下に「。第四十条第一号において同じ」を加える。

第三十二条第一号中「次号」の下に「及び第四十一条」を、「報酬をいう」の下に「。第四十一条第一号において同じ」を、「この号」の下に「及び第四十一条第一号」を、「標準報酬月額をいう」の下に「。同号において同じ」を加える。

第四十条を第四十三条とし、第三十九条の次に次の三条を加える。

（派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額）

第四十条　法第八十九条の六第四項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法（第一号において「読替え後の国共済法」という。）第九十九条第二項の規定により機構（法第八十九条の二第一項に規定する機構をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一　機構　当該派遣職員（法第八十九条の三第七項に規定する派遣職員をいう。以下この条から第四十二条までにおいて同じ。）に係る読替え後の国共済法第九十九条第二項第三号の規定によりその月に機構及び国が負担すべき金額の合計額に、機構が当該派遣職員に支給した報酬（読替え後の国共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る国家公務員共済組合法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項の規定又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に機構が当該派遣職員に支給した期末手当等（読替え後の国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬の月額の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

二　国　当該派遣職員に係る機構及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額